

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：13201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590009

研究課題名(和文)外国判決と事情変更-わが国におけるその処理方法について-

研究課題名(英文)Foreign Judgement and Change of Circumstances

研究代表者

岩本 学 (Iwamoto, Manabu)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：70552511

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、ドイツ法・EU法を素材として、外国判決後の事情変更をわが国の執行判決手続等で扱うべきかについて、分析・検討を行った。成果としては、内外の裁判例や学説の分析・検討を通じて、執行判決での処理のほか、少なくとも外国判決変更の訴えないし審判や、外国判決がある場合でも内国での新訴の提起を一定の場合認めること、が事情変更への対応策として有効であるとの結論を導いた。

研究成果の概要(英文)：In this study, we analyzed and examined how the change in circumstances after a foreign judgement should be handled in the executive judgment procedure, on comparison between Japanese law and German and EU law. We have concluded at least the following methods are effective as a countermeasure to circumstances change: The Judgment or the decree for amendment of foreign judgments and The filing of new action in domestic court in particular case.

研究分野：国際民事手続法

キーワード：外国判決 事情変更

1. 研究開始当初の背景

外国判決は民事訴訟法 118 条の要件を満たすことで、わが国において承認される。その際、既判力の時的限界は外国判決を基準とするものと考えられているが、外国判決基準後に事情変更があった場合の承認国としての処理方法については、我が国は明文規定を有しない。

この処理方法について学説は、執行判決手続内で抗弁として主張できるか、あるいは請求異議の訴えか、という主題のもと議論を行ってきた。しかし、国内事案における同様の状況で「判決変更の訴え」や「残部請求」が認められうる場面であり、これらの渉外事案への適用の研究は未成熟な状況にある。結果、事情変更に関する制度間の相互関係は意識されてこなかったものと思われる。

しかし、実効的な民事執行制度の確保のためには、より明確な事情変更のルールが用意されていることが望ましい。

2. 研究の目的

上記背景に基づき、本研究は、外国で確定した判決あるいは非訟裁判のわが国での執行時における、基準時後の事情変更の議論を再検討し、新たな枠組みの提示を試みることを目的とした。

具体的には、従来の事情変更の議論が断片的になされてきた点に着目し、事情変更の考慮方法は適切な棲み分けがなされていないのではないかと、との仮説の下、検討を進めた。仮に、その枠組みの提示の困難さが検証されたとしても、外国判決変更の訴えなどの従来議論の乏しかった制度の要件・効果を明らかにすること、及び、それら制度間の相互関係を明らかにすることで、制度運用の指針を提供できる点で、いずれの結論においても、今後の学界の議論に一石を投じることができると考えた。

3. 研究の方法

渉外事案における事情変更に関連する種々の制度は、本来すべて必要なものであったのであろうか。本研究は、この根本的な疑問を出発点とし、検討することとした。

そのため、まずは現行制度の調査に重心を置いた。その後、種々の制度間に重なりが生じる可能性はないのか。ある場合には重なりを認めておくことが妥当か。事情変更において影響を被る当事者にとって現行の制度は適切なものといえるか、といった観点から、各制度を検証するという流れで研究を行った。

研究の具体的な流れは以下の通りである。

(1) 外国判決変更の訴えの調査

まずは、従来わが国で研究の乏しかった外国判決変更の訴えに焦点を当てた。同制度は、ドイツにおいては民事訴訟法 323 条の適用と

いう形で、判例上処理がなされ、学説においても相当の議論が蓄積されていた。この議論を素材として、わが国でも同様の制度の構築の可能性を視野に、比較法的な分析・検討を行っていくこととした。

(2) 外国判決変更の訴えと外国手続法の適用

の検討を踏まえ、わが国での要件の明確化を行うことを目標とした。ただし、ドイツでは、同制度について外国手続法の適用を前提とした議論がなされているが、この点はわが国では議論が錯綜している状況にある。申請者は修士論文で、この問題についての総論的な研究を行っており、同研究結果も活用しつつ、わが国における外国判決変更の訴えにつき要件・効果を検討する。

(3) 執行判決制度の探求

執行判決と請求異議事由の関係を明らかにするために、執行判決制度の展開史を母法たるドイツ法から探る。他方で、その現代的意義を明らかにするために、EUにおける簡易な執行手続についても分析を行い、執行判決のあるべき射程を考察した。その上で、抗弁か請求異議の訴えかといった渉外事案における事情変更の処理方法を巡る問題に対して再検討を加え、執行判決制度の存在意義の観点から、申請者による一定の回答を導くことを目標とする。

(4) 関連する事情変更を巡る問題の検討

ここでは特に、外国判決と同一内容の新訴の提起可能性を扱う。可能との説が多数説であるが、同見解に対しては批判的検討を試みることを予定していた。

(5) 事情変更の類型処理の検討

執行債権の性質、事情変更の態様を類型化した上で、これまで検討してきた各制度が事情変更の処理方法として適切であるのか、について類型化し、その妥当性をテストする。

(6) 研究成果の報告

以上の検討過程で得られた各制度に対する新たな解釈、および本研究全体の検討結果、について、本年度内あるいは研究期間終了後にまとめ、公表することで、外国判決の執行と事情変更を巡る学界の議論に理論的な基礎を提供する。

4. 研究成果

上記(1)については、ドイツ法をベースに継続的に調査を行った。特に、本研究中の 2015 年に、連邦最高裁判所で、新たに外国扶養裁判後の扶養料の変更を扱った判決が下され、従前以上に、変更の要件に関する議論の進捗が見られる点を確認した。また、わが国においても、外国扶養裁判の承認執行が問題となったケースが本研究中 2 例報告され、

それらについては、後掲の雑誌論文、雑誌論文において分析等を行った。

上記(2)については、2015年6月に後掲の学会報告にあるとおり国際私法学会(第128回大会)において研究成果の報告の機会を得、その後同報告をベースとした論文を執筆した(雑誌論文)。

上記(3)については、雑誌論文の執筆過程において子の引渡事件と扶養料請求事件を中心に検討した。もっとも本研究期間中、仲裁判断の執行決定と請求異議について注目すべき判決が東京地判(平成28年7月13日判時2320頁)で下された。本報告書執筆時には未だ評釈などは出されていないようであるが、この問題を扱った初めての判決といえ、その議論の趨勢を注視する必要がある。執筆者も、今後本判決につき、評釈ないし論文の形で分析を行い、を更に補足する研究に努めたい。

上記(4)については、申請時、批判的考察を試みとしていたが、ドイツの議論等を参照し、一定の場合には、承認可能な場合であっても新訴の提起が可能であるとの着想を得た。普遍的な検討は今後の課題であるが、現在取り得る可能性については、雑誌論文にて言及した。

上記(5)については、外国判決が定期金賠償を命じるものであった場合に起こりうる問題点について、事情変更を事前に予測する制度の存在を認識し、この点についての分析・評価を試みた。特に、物価変動の予測を前提する外国判決のわが国での執行判決の可否について、これを可とする結論を本研究期間内に仮説として検討した。その継続的研究については、2017年～2020年の期間で新規採択された、執筆者の科研費若手研究B(17K17748)の研究の一部として2017年度に行い、同年度を目処に成果を報告する予定である(既に、本報告書執筆直前の2017年6月5日に国際私法学会〔第130回〕のシンポジウムにてこの点について言及した)。

上記(6)については、後掲の通り派生研究も含め、雑誌論文10件、学会発表8件の成果を出すことができた。

全体的な本研究の課題としては、海外調査などを行ったものの、素材が家事事件に偏ったという課題を残した(なお、前述のように取引法関連の仲裁判断については本研究機関の終了直前にわが国で新たな裁判例が出たことを確認している)。よって、本研究が目指した包括的な事情変更の制度設計という点では、未だ研究途上といえる。

この点については前述の通り、本研究の発展を意図した新規の科学研究費が採択されており、引き続き検討を行っていく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

岩本学「日本人間の子の扶養料に関するカリフォルニア州判決のわが国での執行」ジュリスト1508号、査読有り、2017(印刷中)。

岩本学「わが国裁判例にみる外国扶養裁判の承認執行と相互の保証」富大経済論集63巻1号、査読無し、2017(印刷中)

岩本学「外国手続法の適用に関する一考察」国際私法年報18巻、査読有り、2107(印刷中)

岩本学「名誉毀損に基づく損害賠償を命じた中国判決の執行と相互の保証」平成28年重要判例解説、査読無し、2017、321-322

岩本学「米国で同一の訴訟が係属中にわが国で提起された離婚の国際裁判管轄」富大経済論集62巻3号、査読無し、2017、123-140

岩本学「EUにおける被害者から保険者への直接請求に関する国際裁判管轄」損害保険研究78巻4号、査読有り、2017、221~240

岩本学「涉外事案における裁判官による損害額の認定」富大経済論集62巻2号、査読無し、2016、29~54

岩本学「日本における近時の国際民事訴訟法の改正について」2015兩岸民商法法律研究生論壇論文集、査読無し、2016、317~325頁

岩本学「不法行為訴権廃止条項についての抵触法的考察-ニュージーランド事故補償法の検討を通じて-」富大経済論集61巻3号、査読無し、2016、91~110頁

岩本学「無過失補償制度と事後的請求-国際私法の観点から-」2014銘傳大學兩岸暨國際法學論壇論文集、査読無し、2015、39~46頁

〔学会発表〕(計8件)

岩本学「外国判決承認要件としての「相互の保証」の現代的課題 - 近時のドイツにおける議論の検討を通じて」国際取引法学会第三回全国研究大会(2017年3月)

岩本学「外国通貨での支払いと事情変更としての為替変動」第三屆金融法治論壇暨國際學者講座(2016年11月)

岩本学「ドイツにおける涉外事案での裁判官の損害認定」第一回北陸国際私法研究会(2016年9月)

岩本学「日本人間の子の扶養料に関する力

リフォルニア州判決のわが国での執行」涉外判例研究会(2016年5月)

岩本学「国際的管轄合意と公序法」国際シンポジウム 2016in 富山 国際ビジネスの法的地平を臨む(2016年1月)

岩本学「日本における近時の国際民事訴訟法の改正について」2015 两岸民商法法律研究生論壇暨国際學者講座(2015年11月)

岩本学「外国手続法の適用に関する一考察」国際私法学会 128 回(2015年6月)

岩本学「無過失補償制度と事後的請求-国際私法の観点から-」銘傳大學兩岸暨國際法學論壇 2014(2014年11月)

〔図書〕(計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩本 学 (Manabu IWAMOTO)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：70552511